

■食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業

補助対象

1 施設等整備事業

(1) 輸出条件への対応

HACCP等の認定・認証取得に向けた対応に必要な施設の整備及び機器の整備

(2) 輸出先国のニーズへの対応に必要な施設の整備及び機器の整備

2 効果促進事業

- ・輸出向けHACCP等の認定・認証取得に係る費用
 - ・輸出向けHACCP等導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等
- 施設等整備事業で整備した施設・機械等と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等の経費

補助率・対象者など

- (1) 補助率 : 補助対象のうち1 (1) の場合、**1/2**以内
補助対象のうち1 (1) 以外の場合、**3/10**以内
- (2) 交付金上下限 : 上限5億円、下限**250**万円
- (3) 対象者 : 地方公共団体及び食品製造者・食品流通事業者・
中間加工事業者等の法人等